

資料2 新向日市環境基本計画策定委員会の思い

新向日市環境基本計画を策定するにあたり、計画策定委員会の委員長として務めさせていただきました。計画書を策定するにあたりましては、計画策定の手順と、計画書（文書）としての相応の構成がございます。委員長としましては、極力委員の皆様のご意見を盛り込めるように努力いたしましたが、委員会で出された意見や思いをすべて込めることができたとは言い難いものもあるかと思います。そこで策定委員会の皆様の共通の意見・思いを以下に記させていただき、市が今後、新向日市環境基本計画を実施されるにあたりまして深くご留意されることを願います。

平成24年9月1日

新向日市環境基本計画策定委員会

委員長 三輪信哉

1) 土地利用について

市域の環境を考える上で、公園などの緑地や竹林、田畠はとても重要な役割を果たします。これらは、二酸化炭素吸収源として地球温暖化防止に寄与することや微気象を穏やかなものとしてヒートアイランドの抑制にもつながります。また都市洪水の防止や、災害時の避難場所を提供するなど防災の面でもとても重要な役割を果たしています。さらに市民に憩いとやすらぎを与え良好な景観を与えてくれます。経済的な評価は低くとも環境的価値がとても大きいこれらの緑地は、民有地である場合には現在の法制度のもとでは簡単に開発の対象となり、竹林や田畠を現在の形で維持し続けることはとても困難です。是非ともこれらの用途の土地が今後とも現在のままで維持され、あるいは回復していきますよう、行政としても強く働きかけていただきたいと思います。

2) 緑化について

緑の基本計画におきまして、公園や田畠、竹林に加えて住宅の敷地の10%を緑化することが義務付けられています。しかしながら守られていないことが多いようです。市内に大きな面積の緑地を造ることは今後望めないなかにあって、住宅地でのこのような義務化はとても大切だと言えます。宅地や事業用地、公共施設などにおいても、一定程度のみどりを義務付けるなど、少しでもみどりを増やす努力が重要です。

3) 生物多様性について

住宅地が広がる向日市において、いまでも残る田畠や林、ため池、水路は生物が生息できる重要な空間です。しかしながらいろいろなかたちで外来生物、外来植物が持ち込まれているともいえます。生物多様性の理念に基づいて、今後とも原植生、原生態系を重視した生態系管理の視点を堅持することが大切で、また児童生徒や市民に対して情報を提供していくことが重要です。

4) 歴史的景観や事物について

向日市には古の長岡京があった場所であり、数々の史跡や歴史的な記憶が残されている都市でもあります。環境のひとつの要素として歴史的な事物は、現代人に単に知識を与えてくれるだけでなく、先人の生き方などを学ぶことによって自分の立ち位置がわかり、我がまちが自らにとってかけがえのないものであることを自覚させ、また未来に我がまちをよりよくつないでいくことの大事を教えてくれます。史跡や歴史的な事物など、それに込められた意味を大事にして、今後、環境を構成する要素としても大切にしていただきたいと願います。

5) 4Rについて

これまで向日市では、市民団体ならびに行政が、国の掲げる3R（リデュース、リユース、リサイクル）にリフューズを加えて4Rを理念としてかかげ、先進的に取り組んできました。リフューズは、「ごみになるものを買わない、持ち込まない」とするもので、先の3Rがどちらかといえば大量消費を前提にしたうえで循環していこうとするものに対して、4Rではライフスタイルそのものを環境負荷の少ないものに変えていこうとする姿勢を顕しています。マイバッグ持参運動をはじめとして、4Rの考え方にもとづいた循環型社会の形成をのぞみます。

6) 地球温暖化について

国際的、国家的な合意事項である地球温暖化防止は、市民、事業者、行政にとって今後とも力を入れ続ける重要な課題です。一方で、東日本大震災以後、それまでの原子力こそが温暖化防止につながるとした考え方は過去のものとなり、いかに代替エネルギーを開発するとともに、家庭や事業者が二酸化炭素の削減に取り組むかが問われるようになりました。今後とも地球温暖化防止について、市民、事業者が自身の課題だと認識し、省エネルギーや代替エネルギー利用が進むよう、積極的に取り組んでいただきたいと願います。

7) 環境と経済について

向日市はどちらかといえば産業よりも居住のまちであると言えるでしょう。しかし、経済活動が活発になってこそ働く場が生まれ、税収が増え、活気が生まれ、行政としても多様な施策を実施することが可能になります。事業者が今後とも環境に配慮した事業活動を行うことを促進するとともに、たとえば再生可能エネルギーを普及させる企業が増えて雇用の場を生みだすなど、今後とも環境と経済の調和的な発展を目指すことが重要であると考えます。

8) 環境教育について

環境基本計画は5年、10年のスパンで環境的によりよいまちを生みだすために機能するものです。いわば短時に、しかし市域全体に配慮して環境を保全していこうとするものです。しかし目指す先は良好な環境を有するまちの創造でしょう。自分の住むまちの環境に関心のない人々が増えれば、まちの状態や環境も魅力のないものになるでしょう。逆にまちの環境をさらによりよいものにしたいと願い行動する市民が増えると、当然、年を経るごとにまちの環境は良くなり、30年、50年と経った時には、だれもが安心と快適と美しさを見いだせる素晴らしいまちとなるでしょう。環境づくりは人づくりだとのみかたに立って、市内の学校での環境教育にさらに力をいれるとともに、市民が環境の大切さを理解し行動するよう、環境学習に力を入れて頂きたいと願います。

9) 三者協働について

市が税金を用いてできる数々の施策は、市域の環境の状態を力強くより良い方向に向けていく力となります。市行政が市民や事業者の環境活動を支援してゆくことは、大きな力添えとなります。他方、市民組織には、10年、20年と環境活動に取り組む組織もあり、専門的知識は時には行政のそれをはるかに優る場合もあります。市民、事業者、行政のそれぞれがもつ優位点を伸ばし、欠けている点を相互に補完できるよう、三者協働のしくみを粘り強く立ちあげていく必要があると考えます。

10) 行政内の各部局の連携について

行政が施設や道路をつくるとき、最初から環境配慮をしておけば費用が嵩まないのに、作った後に環境配慮をしようとするとき過剰な経費がかかる場合があります。たとえば公園を新たに造る場合、ヒートアイランド防止や雨水浸透性配慮、雨水貯留、剪定枝のエネルギー回収や堆肥化、太陽光パネルによる発電、生物多様性への配慮、住民参加による維持管理などを設計の段階から込めておけば、環境配慮費用を大きく節約することができます。道路や学校などの公共施設を計画するときでも同じです。いわばすべての行政施策に環境配慮をいきわたらせることで、大きく経費を削減できるばかりか、まち全体が環境に配慮したすばらしいものとなっていくでしょう。市の一番上位の計画は総合計画で、他の部門計画と同様、環境基本計画も、行政の環境部局が取り組むべき、下位の部門計画だととらえられがちです。しかし環境基本計画は環境部局のみが取り組むものではなく、むしろ他の部局こそが環境基本計画を常に意識して日々の業務や事業の実施に当たっていたらるべきものと考えます。